

鳥取県内水面漁業調整規則及び遊漁規則の一部抜粋

【禁止期間】

水産動物の種類	採捕禁止期間
さけ	1月1日から12月31日まで
さくらます	6月1日から翌年2月末日まで
さつきます	9月26日から翌年2月末日まで
いわな、かわます、にじます、やまめ及びあまご	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ	2月1日から5月31日まで、9月26日から10月31日まで *（米子市車尾における車尾堰から下流の区域は11月1日から翌年1月31日まで（H29.11.1～））

*は遊漁規則、ほか調整規則

【再放流の禁止】

対象魚種	禁止内容及び期間
ブラックバス類（オオクチバス・コクチバスその他のオクチバス属の魚をいう。）及びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などでブラックバス等の外来魚の再放流（キャッチアンドリリース）を禁止 【指示開始の日：平成24年11月1日】

※鳥取県内水面漁場管理委員会の指示

【全長の制限】

水産動物の種類	採捕してはならない大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつきます	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。）

すべて調整規則

【漁具又は漁法の禁止】

採捕禁止の漁具又は漁法	備 考
水中に電流を通じてする漁法	
水中において照明を利用してする漁法	
潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。）	
びん漬	びん等の容器の中にえさを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法
瀬干し	一定区域内の水を除去して採捕する漁法
ふなや	岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法
鵜使い	鵜を利用して採捕する漁法
鉄砲やす	人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法
はねかわ	木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇して採捕する漁法
刺網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕する場合に限る。）	
あゆなぐり（ちよん掛け）	竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法
いたちがわ	いたちの皮又はその他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法
上り瀬又は下り瀬	水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をしゃ断し、しゃ断した通路の一部に竹す、かご、綱等を設置して採捕する漁法
かにかご（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において8月1日から9月25日までの期間にもくずがにを採捕する場合に限る。）	

すべて調整規則

【漁具又は漁法の制限】

漁具又は漁法の種類	区 域	左欄の漁具又は漁法により採捕できる範囲等
地びき網	県下全河川	網目の大きさ6センチメートル以上
	県下全湖沼	網目の長さ90メートル、網幅6メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、30メートル以内であって網目の大きさ12センチメートル以上の袖網をつけることができる。
船びき網	〃	〃
手繰網	県下全内水面	網目の長さ54メートル網幅1.9メートル以下
石がま内において使用する網	〃	網目の大きさ3センチメートル以上
う川又は寄揚に使用する投網	〃	網目の大きさ2センチメートル以上
ぼら又はせいごを採捕することを目的とする刺網	〃	網目の大きさ3.6センチメートル以上
ぬかえびを採捕することを目的とする船びき網	大だも	口前弓形部（方言やま）の高さ1.2メートル以上
	中だも	口前弓形部（方言やま）の高さ1.2メートル以下75センチメートル以上。ただし、「かえり」をつけてはならない。
	小だも	口前弓形部（方言やま）の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。
*たも網	日野川	網目2センチメートル以上（1月1日から12月31日まで）
*投網	〃	網目2センチメートル以上（1月1日から12月31日まで）
*地びき網	〃	網目6センチメートル以上（11月1日から翌年3月31日まで）
*川舟	〃	総トン数1トン以下。ただし、無動力船に限る。（8月1日から翌年6月30日まで）
*いかだ	〃	8月1日から翌年6月30日まで

*は遊漁規則、ほか調整規則

日野川水系に係る河川禁止区域		
番号	禁 止 区 域	禁止期間
禁1	米子市皆生字中野浪新田862の2（日野川本流左岸）と同地点から110度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	2/1～6/30 9/26～11/10
禁2	西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域	1/1～5/31
禁3	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（旭えん堤）上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	1/1～12/31
禁4	日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤（佐川えん堤）上流端から上流18メートル、下流80メートルの区域	
禁5	日野郡江府町大字洲河崎字白住における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	
禁6	米子市古豊千における米川えん堤（米子市観音寺側含む。）上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	2/1～6/30
禁7	米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域（法勝寺川）及び日野川本流との取入水路	9/26～11/10

すべて調整規則

友釣り専用区			
漁法等	番号	区 域	期 間
〈禁止漁具又は漁法〉 竿釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁具又は漁法	1	西伯郡伯耆町岸本における蚊屋井手第1水門下流端から1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	6/1～9/25
	2	西伯郡伯耆町庄の昭和橋下流端から880メートル下流の野上川合流点までの区域	
	3	日野郡江府町荒田における荒田川合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域	
	4	日野郡日野町根雨における津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域	
	5	日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域	
	6	日野郡日南町生山における生山橋上流端から2,300メートル下流の同郡日野町上管及び福長における諏訪橋下流端までの区域	

すべて遊漁規則

日野川水系川マップ



撮影：高橋勇夫氏（たかはし河川生物調査事務所長）

米子市八幡橋付近

【お問合せ先】

日野川水系漁業協同組合

〒689-3546
米子市熊党410
TEL:0859-27-3257
FAX:0859-27-3234
http://www.hinogawa-gyokyou.com/
メール:hinogawagyokyou@ybb.ne.jp

〈鳥取県農林水産部水産振興局水産課〉
〈公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金〉

〒680-8570
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
TEL:0857-26-7318
FAX:0857-26-8131

日野川の遊漁証取扱先一覧		
番号	取扱先（おとり鮎販売：◎）	電話番号
①	福田商店	0859-84-0191
②	名和商店	0859-82-0527
③	大谷焼肉店◎	0859-82-1280
④	ひらい美容室◎	0859-82-0649
⑤	水谷石油店	0859-74-0316
⑥	プロスパウダ（釣具店）◎	0859-72-1688
⑦	ルートサイド竹の子村◎	0859-72-1119
⑧	瀬田匡志◎	0859-72-1770
⑨	大江商店	0859-75-2145
⑩	上原健康堂	0859-75-2078
⑪	大山望	0859-62-7577
⑫	盛永淳◎	0859-68-2976
⑬	ワタベ釣具店	0859-22-3596
⑭	竹本漁具	0859-32-6219
⑮	釣研加藤	0859-29-9424
⑯	かめや釣具米子店	0859-37-6600
⑰	ポイント米子店	0859-22-1151
⑱	ポイント鳥取店←鳥取市	0857-23-6901

※ 取扱先の変更等最新情報については、漁協のホームページを御確認ください。